



2026年5月7日

各 位

A b a l a n c e 株 式 会 社

代表取締役社長 柳瀬 重人

(コード番号：3856 東証スタンダード)

問合わせ先：人事総務本部 IR・広報部副部長 内田 晋

電 話：03-6810-3028 (代表)

(開示事項の経過) 米国向け太陽光パネルの輸出に関する一部貨物の取扱いについて

当社は、2026年4月17日開示「米国向け太陽光パネルの輸出に関する一部貨物の取扱いについて」において、連結子会社であるVietnam Sunergy Joint Stock Company（以下、「VSUN」という。）が製造し、米国向けに輸出した太陽光パネルの一部につき、米国税関・国境警備局（U.S. Customs and Border Protection、以下「CBP」という。）より、ウイグル強制労働防止法（Uyghur Forced Labor Prevention Act、以下「UFLPA」という。）に基づき、例外を認めるための十分な証拠が確認できないとして米国への輸入が認められていない旨の通知を受領したことをお知らせしました。

その後の状況につき、現時点で判明している内容を以下のとおりお知らせします。

記

1. 現在の状況について

本件に関し、米国向け貨物のうち、CBPにより輸入が認められていないのは、計三隻分の貨物であります。このうち一隻分に含まれる太陽光パネルについては、CBPより当該審査を通過した旨、仲介業者を通じ、2026年4月28日にVSUNがメールにて受領しました。このため、当社はその一隻分における全ての当該製品に関し、UFLPAには違反していないものと認識しております。

一方で、実際に輸入通関が完了し、顧客への販売が開始された状況には至っていないため、当該貨物が今後米国への輸入が可能となるか否か、また、残る二隻分の貨物の取扱いについては、引き続きCBPによる審査が継続しており、順次その結果が明らかになるとは思われませんが、現時点では未定です。

2. 2026年3月期の業績に与える影響

本件に関する損害額は30～50億円程度と想定しておりましたが、今後の状況に応じて損害額が変化する可能性がございます。2026年4月17日開示時点では、2026年3月期決算短信公表

予定が5月中旬でありましたが、6月下旬に延期することになった関係で、本件の連結決算における損害額を確定する時期は、6月下旬頃の予定となります。

3. 今後について

当社及びVSUNといたしましては、引き続き米国の弁護士を含む外部専門家と連携の上、CBPの求めに応じた資料提出や説明を行い、適切に対応してまいります。

今後、本件に関して開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上